

特定非営利活動法人未来へ

事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人未来へ（以下「法人」という。）定款第31条の規定に基づき、この法人の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 職制

(職員等)

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局管理者
 - (2) 出納責任者
2. 事務局管理者は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

第3章 職責

(職員の職務)

第4条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局管理者は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- (2) 出納責任者は、事務局管理者の命を受けて、各部署の業務を行う。
- (3) 各部署の専任職は、事務局管理者の命を受けて、各部署の業務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、理事長が行う。

2. 職員の職務は、理事長が指定する。

第4章 事務処理

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、各部署の管理者及び事務局管理者の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長若しくは理事会の決裁を経なければならない。

(代理決裁)

第7条 理事長、又は事務局管理者が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければなら

ない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2. 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(細則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則

1. この規程は令和2年11月6日から施行する。

別紙：業務の分掌

部	分掌事務
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ① 理事会及び総会運営 ② 資金管理、経理並びに予算策定及び管理 ③ 人事及び労務 ④ コンプライアンス及びリスク管理関係(コンプライアンス委員会の運営を含む) ⑤ 内部通報窓口 ⑥ 規程類の制定及び改廃 ⑦ 購買その他の内部システム関係 ⑧ 経営戦略並びに中長期計画又は年度計画の策定及び実行管理 ⑨ 広報、プロモーション及び事業報告 ⑩ その他上記に関連する事項 ⑪ 事業の実施 ⑫ 繙続的進捗管理並びに成果評価の点検及び検証 ⑬ システム構築及び運用 ⑭ その他上記に関連する事項